

補正予算など39議案 を可決・承認しました!

11月定例会は28日に開会し、12月18日に閉会しました。補正予算10件、条例9件、一般17件、人事3件の計39議案をすべて可決・承認しました。
今回の一般会計補正予算の総額は約5億2100万円で補正後の予算総額は約94.2億7400万円となり、前年度同期に比べ、6.4%の増となっています。

◎一般会計補正予算の主なもの

職員人件費

7048万円

人事異動等及び給与改定に伴う人件費の補正です。

県議会議員選挙執行費

任期満了に伴う県議会議員選挙に要する経費です。

・選挙事務用情報機器借上料

(平成26年度から27年度までの債務負担行為限度額 176万円)

・選挙ポスター掲示場設置等業務委託料

(平成26年度から27年度までの債務負担行為限度額 2263万円)

・期日前投票システム運用支援業務委託料

(平成26年度から27年度までの債務負担行為限度額 22万円)

・豪雨災害復旧経費

1億864万円

世界遺産登録推進事業

(道路誘導標識等整備事業)

1770万円

三重津海軍所跡への道路誘導標識及び現地における史跡解説板の整備に要する経費です。

豪雨災害復旧経費

1億864万円

8月豪雨に係る災害復旧経費です。

「見島のカセドリ」無形文化遺産登録関連経費

115万円

国指定重要無形民俗文化財である「見島のカセドリ」をユネスコ無形文化遺産に提案するための映像撮影等に要する経費です。

◎条例等の主なもの

職員の給与に関する条例等の改正

人事院及び佐賀県人事委員会の勧告に鑑み、若年層の職員に重点を置いて給料表の改訂をするほか、勤勉手当の改定などを行うものです。

佐賀市総合計画の策定について

平成27年度から10年間にわたるまちづくりの指針となる第2次佐賀市総合計画の策定です。

この計画においては、本市が目指す将来像を「豊かな自然とこどもの笑顔が輝くまち さが」と掲げ、政策展開の基本方向を示した基本構想と、具体的な施策や基本事業を体系化した基本計画を定めています。

この計画の策定に当たっては、市民アンケートやパブリックコメントの実施、地域審議会や総合計画審議会からの答申、議員からの意見等幅広い意見の集約を行っています。

意見書

〔全会一致で可決〕

▼農業の持続的発展等に向けた農政重要課題に関する意見書案(15ページ掲載)

▼山村振興法の延長と施策の拡充を求める意見書案(16ページ掲載)

〔賛成少数で否決〕

▼原発再稼働の中止を求める意見書案

▼特定秘密保護法の廃止を求める意見書案

人事

人権擁護委員候補者の推薦について、異議なき旨答申した。

▽藤野 真也 氏

▽芹田 傳治 氏

▽北村ヤエノ 氏

議案審議結果一覧

議案番号	議 案 名	補正額	審査結果
※93	平成26年度一般会計補正予算（第6号）	5,247万円	
※94	平成26年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	282万円	
※95	平成26年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）	26万円	
※96	平成26年度自動車運送事業会計補正予算（第1号）（市営バス）		
※97	平成26年度水道事業会計補正予算（第2号）		
※98	平成26年度下水道事業会計補正予算（第2号）		
99	平成26年度一般会計補正予算（第7号）	46,881万円	
100	平成26年度国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	1,145万円	
101	平成26年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）	514万円	
102	平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	1,044万円	
103	職員の高齢者部分休業に関する条例		全会一致 で可決
104	地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例		
※105	職員の給与に関する条例等の改正		
106	消防団員等公務災害補償条例の改正		
107	漁港管理条例の改正		
108	地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正		
109	国民健康保険条例の改正		
110	公民館条例の改正		
128	市長の給料の特例に関する条例（4ページ「総務」参照）		
111	総合計画の策定について		
112	有線テレビの指定管理者の指定について	佐賀シティビジョン株式会社	
113	TOJIN茶屋の指定管理者の指定について	TOJIN茶屋管理運営共同事業体	
114	街なか交流広場の指定管理者の指定について	特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが	
115	やまびこの湯の指定管理者の指定について	株式会社創裕	
116	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について	株式会社マベック	
117	精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定について	特定非営利活動法人プラットさが	
118	市立川副運動広場及びスポーツパーク川副の指定管理者の指定について	特定非営利活動法人かわそえスポーツクラブ	
119	市道路線の認定について	螢橋東線ほか11路線	
120	北棟増築及び本庁舎1・2階改修（建築）工事請負契約の締結について	松尾・JA建設クリエイトさが特定建設工事共同企業体	
121	北棟増築及び本庁舎1・2階改修（電気）工事請負契約の締結について	佐電工・有明電設特定建設工事共同企業体	
122	北棟増築及び本庁舎1・2階改修（機械）工事請負契約の締結について	栄城・松尾工業特定建設工事共同企業体	
123	旧久富家住宅改修工事請負契約の締結について	有限会社宮地建設	
124	北川副小学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について		
125	富士中学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について		
126	専決処分について（平成26年度一般会計補正予算（第4号））（4ページ「総務」参照）	9,982万円	全会一致 で承認
127	専決処分について（平成26年度一般会計補正予算（第5号））（4ページ「総務」参照）	11,763万円	

※は11月28日に議決、その他は12月18日に議決。

総務

専決処分について（衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費並びに県知事選挙に要する経費）

〔質問〕計上されている備品購入費の使途は何か。また、備品購入による費用対効果は検証しているのか。

〔答弁〕投票用紙の自動交付機を、メーカーのサポート終了に伴い買いかえる必要が生じているほか、開票時の読取分類機を計画的に購入している。備品の購入のほか、

文教福祉

**佐賀市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定に
（52）**

〔説明〕佐賀市精神障害者地域生活支援センターの設置については、精神障がい者に関する問題全般についての相談、指導、助言及び関係機関との連絡調整を行い、精神障がい者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的としている。この設置目的を達成するためには、専門的かつ高度な技術、ノウハウを有することが必要と

投票システムを導入により各投票所における従事職員を2名から4名減員したほか、開票については、投票用紙の読取分類機等の導入により開票時間が短縮されており、その結果、職員の従事時間が短縮され、人件費の削減につながっている。

佐賀市長の給料の特例に関する 条例

〔説明〕佐賀中部広域連合が賦課する介護保険料が、平成17年度から、佐賀市が提供した誤った所得データに基づいて算定されていたことが判明。このため、改めて介護

保険料を算定した結果、約330名の被保険者に対して過去2年間分の介護保険料を追加徴収しなければならない事態に至ったことから、市政の責任者として市長が自らの給料について減額措置をとるもの。

判断は避けるなど、今後の危機管理には十分に努めていきたい。

〔意見〕今回の誤りにより、佐賀中部広域連合を構成する他の市町にも多大なる迷惑をかけている。関係市町に対して十分に説明責任を果たすとともに、今回の件を重く受け止めて、今後の業務にあたってもらいたい。

〔答弁〕今回ミスがあった介護保険料については、システムの画面上でチェックできるようにするなど、しっかりとチェックできるようにしたい。こういうミスはあってはならないことであり、業務に関係のある部署と十分に連携し、一つの部署単独での

〔審査結果〕すべての議案について、原案を可決または承認すべきものと決定。

常任委員会

なるが、現在の指定管理者である「特定非営利活動法人プラットさが」は、その要件を満たしており、当該施設を適切に管理しながら、この目的を達成できる団体である。よって、当該施設の指定管理者の選定方法は非公募とし、プラットさがを引き続き指定管理者としたい。

〔質問〕当該施設の開設当初からプラット

さがに運営委託されているが、実際の施設の利用状況や利用者への支援はどのようになっているのか。

〔答弁〕現在、精神保健福祉士の資格を持った常勤職員4名（うち2名は社会福祉

士の資格も有している）で対応しており、年間で延5000人程度の方が利用されている。支援の状況は、精神障がい者に関する問題についての相談対応のほか、ひきこもり支援として、健常者や地域の方との交流イベントなどを開催している。また、精神障がい者の家族に対する支援や、就労後の支援なども行っている。

〔質問〕ほかに高度な技術やノウハウを有する団体はないのか。

〔答弁〕県内にこのような高度な技術やノウハウを有する団体はない。なお、合併後、当該施設の指定管理者の選定については、

公募を3回実施したが、3回ともプラットさが以外からの応募はなかった。

〔審査結果〕すべての議案について、原案を可決すべきものと決定。



佐賀市精神障害者地域生活支援センター



経済産業

佐賀市やまびこの湯の指定管理者の指定について

〔質問〕 現指定管理者の意見を取り入れて改修工事を行ったと思うが、経営不振を理由に指定管理期間満了前に、次期指定管理者と交代することについて、どう捉えているのか。

〔答弁〕 やまびこの湯は、観光施設として非常に有益な施設であるため、現指定管理者の意見も鑑み、平成23年度に改修工事を行ったが、周辺に同様の温浴施設ができた

こと、三瀬地区への観光客が減少傾向にあること、燃料代の高騰が大きく経営を圧迫したこと等が原因で経営不振に至ったと考えている。次期指定管理者を募集する際には、募集要件を変更するなど経営が安定するよう改善を図っている。

〔質問〕 やまびこの湯を核とした三瀬地区の観光振興を図るには、温泉施設だけではなく、地元との連携が必要であると考えているが、次期指定管理者から具体的な提案はなされているのか。

〔答弁〕 次期指定管理者からは、周辺地区で行われるイベントや観光施設との協力体制を構築していくという提案がなされてい

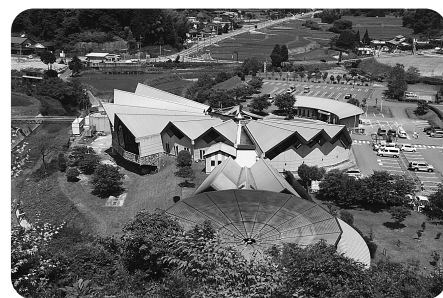
る。市としても、次期指定管理者と共に観光振興を図る努力を行っていききたい。

〔質問〕 リピーターをふやすことができれば、やまびこの湯をはじめ、三瀬地区の観光振興につながっていくと考えられる。魅力的な食事で集客を促し、やまびこの湯の利用促進を図る等の施策を考える必要があるのでは。

〔答弁〕 もう一度訪れたいと思う施設になるために必要な「魅力ある食事」と「心からのおもてなし」については、特に力を入れてやっていきたいと次期指定管理者から提案を受けている。次期指定管理者は、他の温浴施設や飲食店の経営も行っており、

そのノウハウを十分生かした運営が期待できると考えている。

〔審査結果〕 すべての議案について、原案を可決すべきものと決定。



佐賀市やまびこの湯

常任委員会

建設環境

佐賀市営住宅及び佐賀市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について

〔質問〕 入居者サービスの向上として、コールセンターを設置し、相談等の実績が216件あったとのことだが、設置時期及び主な相談内容は。

〔答弁〕 コールセンターは指定管理者制度を導入した平成19年度から設置している。相談内容は、水道の漏水や電気がつかないなど、緊急を要する対応等が多くを占めて

いる。

〔質問〕 同じくサービス向上のひとつとして独居老人世帯への戸別訪問等を行っているとのことだが、どのくらいの頻度で行っているのか。また、その際に把握した情報は、民生委員など地区で見守りをされている方々と共有しているのか。

〔答弁〕 各団地の独居老人世帯を週に1度回っている状況である。戸別訪問等は指定管理者が積極的に取り組んでいるサービスである。知り得た情報については地区の民生委員等へ情報提供し、その後の対応もスムーズにいくような仕組みづくりを提案し

ていきたい。

〔質問〕 現在、苦情や相談は指定管理者が受けているとのことであるが、都合が悪いことは報告しないという懸念もある。直接入居者の意見を聞くことも必要ではないか。

〔答弁〕 指定管理者からは四半期ごとに報告が提出されており、その中で必要な件については直接市で対応している。確かに入居者の意見を直接聞く機会は減少しているので、今後はできる限り直接対応する機会をふやしていきたい。

〔意見〕 県営住宅も同じ指定管理者であり、市と県で連携し共に良い方向に進めていた

だきたい。

〔質問〕 指定管理者制度を導入して非常に良い効果が出ているとのことだが、残っている課題等はないのか。

〔答弁〕 制度を導入した平成19年度から今まで同じ団体との契約を継続しており、競争性の確保も必要だと考えている。

〔審査結果〕 すべての議案について、原案を可決すべきものと決定。



特別委員会

本庁及び支所の機能に関する調査特別委員会

10月27日、11月11日、11月17日開催

執行部から示された、現在支所で取り扱っている業務を「支所等で引き続き取り扱う業務」と「本庁等へ集約する業務」とに区分した資料に対する委員会としての意見集約のために、執行部から説明を受け、それを踏まえて細部にわたり委員間協議を深めた。今後は、地域審議会からの答申、外部審議会への諮問等について執行部から報告を受けながら調査を進めていく。

- ・ 集約した委員の意見は次のとおり。
- ・ 印鑑登録業務は、住民の利便性を考える
- ・ と支所に維持すべきである。
- ・ 出生届、死亡届、婚姻届等並びに埋葬許可書、火葬場使用許可書など戸籍等に関する受付業務は、住民の利便性を考えて支所に維持すべきである。
- ・ 障がい者福祉に関する業務並びに高齢者福祉に関する業務に関しては、容易に本庁まで行けない人も対象者であるため、本庁に集約する業務についても、必要に応じて本庁職員が支所や自宅に向いて

対応したりICTを活用したりするなどにより、きめ細かな対応をして利便性を保っていただきたい。

・ 南北農政事務所の設置場所の検討に当たっては、中山間地の農業の特殊性、農業者等関係者の利便性、業務の効率性並びに災害時の対応等を踏まえた上で、市民や農業団体等の意見等も聞きながら進めていただきたい。

・ 地域振興業務については、合併前からの流れで各団体の事務局的な機能を支所が担っている部分もあるが、まちづくり自治基本条例の理念を踏まえ、できるだけ各団体による自立した運営という方向性を示し、行政としてもそれをしっかりとサポートしていくべきである。これについては、公民館体制の見直し等も含めて支所機能及び公民館機能のあり方を整理しながら議論を進めるべきであるが、移行に関しては地域住民や各団体等の不安慮もあるため、段階的、緩やかに行っていくべきである。

自衛隊等の佐賀空港利用に関する調査特別委員会

10月9日開催

自衛隊の佐賀空港利用要請に対する市の対応

自衛隊の佐賀空港利用に関する対策会議を設置し、対策等を協議しており、その中で、国からの要請に対する疑問点を集約し、それに対する防衛局からの回答については、各課で精査中であるとの説明があった。

10月24日開催

目達原駐屯地の視察

ヘリコプターのエンジンやローター等による音や風圧を間近で体感した。

同駐屯地での視察報告

- ・ 目達原駐屯地ではヘリコプターによる事故はほとんど起きていないとのこと。また、ヘリコプター1機の騒音はそれほど大きいとは感じなかった。
- ・ 佐賀県と同じく防災ヘリがない沖縄県では自衛隊がその役割をいくらか担っている
- ・ そうで、自衛隊の役割は非常に大きいと感じた。

・ 目達原駐屯地が地元へ助成している防音

設備費などの騒音対策等についても説明していくべきである。

11月6〜7日開催

みちのくALERT2014の視察

仙台駐屯地にて、今回の防災訓練の概要説明を受け、方面統裁本部の施設等を視察した。その後、霞目駐屯地にて、オスプレイの飛行訓練を間近で観察し、エンジンやローター等による音などを体感した。

11月17日開催

オスプレイの視察報告

- ・ 離陸後、特に固定翼モードになってからのスピードが速く、音もすぐに消えるため、ヘリコプターよりも騒音が少なく感じた。
- ・ ヘリコプターに比べ、ローター回転時の風圧が非常に小さく感じた。
- ・ 機体が複数飛んだ場合の影響は大きいのではないかと感じた。

市の対応状況の報告

沖縄防衛局、宜野湾市役所及び普天間飛行場の視察内容や九州防衛局による地元説明会についての報告があった。地元説明会では、ラムサール登録への影響や事故があった際の保障、米軍の訓練移転等について質問があり、佐賀空港でのヘリコプターの試験飛行の要望もあったことが報告された。

